

2020年5月22日

お客さま各位

東武トップツアーズ株式会社

緊急事態宣言に伴う弊社臨時休業等について

政府より発表の緊急事態宣言の解除（近畿2府1県）を受け、弊社事業所に適用中の臨時休業または一時的な事務所閉鎖（在宅勤務による対応）の措置につきまして、5月25日（月）より適用エリアを縮小いたします。

引き続き、臨時休業または一時的な事務所閉鎖（在宅勤務による対応）の対象となる事業所は、下記のとおりでございます。お客さまにおかれましては、大変なご迷惑をお掛けすることとなりますが、事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象地域

北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
※業務連携の都合上、群馬県の一部を含みます。

2. 対象期間

5月31日（日）まで ※状況により変更となる可能性があります。

3. 「臨時休業」の対象事業所

（東京都）

西新井駅支店、北千住駅支店、東京スカイツリータウンソラマチ支店、浅草駅トラベルサロン、錦糸町駅支店、成増駅支店、上板橋駅支店、池袋駅支店、池袋アップルロード支店、エンパイヤ旅行センター

（埼玉県）

大宮駅支店、東武動物公園駅支店、春日部駅支店、せんげん台駅支店、越谷駅支店、新越谷駅支店、獨協大学前駅支店、獨協大学内サービススポット、草加駅支店、坂戸駅支店、川越支店、ふじみ野駅支店、志木駅支店、和光市駅支店

（千葉県）

柏駅支店、ららぽーと柏の葉支店、船橋駅支店

（群馬県）

館林駅支店カウンター

4. 「一時的な事務所閉鎖」の対象事業所

※事務所は閉鎖いたしますが、在宅勤務（テレワーク）にて対応させていただきます。

（北海道）

北見支店、旭川支店、釧路支店、帯広支店、札幌支店、札幌教育旅行支店、函館支店、北海道国内旅行センター、北海道海外旅行センター

（東京都）

東京国際事業部、ソリューション営業部、東京スポーツ営業部、東京教育旅行支店、玉川学園前支店、立川支店、東京法人東事業部、押上支店、東京法人西事業部、東京B TM事業部、MCC東京事業部および本社部門

（神奈川県）

横浜支店、神奈川教育旅行支店

（埼玉県）

さいたま支店、埼玉教育旅行支店、埼玉西支店、埼玉西教育旅行支店

（千葉県）

千葉支店、千葉教育旅行支店、京葉支店、千葉西教育旅行支店

5. その他

前項3及び4に含まれない事業所においても、政府の緊急事態宣言解除後、自治体の休業要請解除までに時間差が生じた場合は、自治体の要請を優先し、臨時休業または一時的な事務所閉鎖の措置を継続させていただきます。

以上